

和歌山県フットサルリーグ「ユニフォーム要項」

和歌山県フットサル連盟

和歌山県フットサルリーグ(以下、本大会)で着用するユニフォームについては、(財)日本サッカー協会が定める「ユニフォーム規程」に準ずることとする。但し、以下のことを別に定める。

1.ユニフォームについて

ユニフォーム(シャツ、ショーツ、ストッキング)は、それぞれに正の他に、副として正と異なる色のユニフォーム(FP2色、GK2色=計4色)を本大会のフットサル大会登録票に記載・登録し、必ず携行すること。

女子リーグにおいても、2011年度より適応する。

ユニフォーム(シャツ、ショーツ、ストッキング)は、それぞれでデザイン、マーク、メーカーを統一すること。但し、FPとGKとの間では、統一されている必要はない。

審判(主審・第2審判)と同一、または類似する色彩(=黒色、紺色)のシャツを用いることは出来ない。ゴールキーパーも同様。但し、ショーツ、ストッキングについては(黒色、紺色)使用可。

ユニフォームには、必ず本大会のフットサル大会登録票に記載された選手固有の番号(選手番号)を表示すること。但し、0番及び00番、3桁の数字は使用不可。

選手番号は、必ずシャツの背中・前面、及びショーツに表示すること。

レプリカユニフォーム(チームに関係のないエンブレムや広告等が付いているものも含む)は使用不可。

ユニフォームに広告を表示する場合は、「ユニフォーム広告掲示申請書」に必要事項を記入の上、(社)和歌山県サッカー協会に提出し、承認を得たものであること。(「ユニフォーム規程」第7条、第8条参照)

貼り番号を認める。但し、番号の付いた布は適当な大きさとユニフォームと同色か白色とし、競技中に剥がれないよう四辺をしっかりと縫い付けて固定すること。

但し、汗などで剥がれ易い粘着テープや、安全ピン、金属製のボタンなどでの固定は認められない。また“縫い付け”であっても四隅だけの固定では認められない。

登録されたユニフォームを変更する場合は、本連盟が指定する「チーム情報変更申請書」に変更内容を記入し、本連盟に提出して承認を得ること。

2.ユニフォーム以外で着用するものについて

各チームは色、メーカーが統一されたビブスを準備し、交代要員は試合中、それを常に着用していること。ユニフォームの中に着用するウエア(アンダーシャツ、アンダーショーツ等)の着用は可とするが、半袖のシャツ、及びショーツからはみ出る場合(長袖のアンダーシャツ、ロングタイツ等)は、それぞれシャツの袖、及びショーツの主な色と同色(単色・無地)とし、それぞれにメーカーを統一すること。

選手間で着用の有無は自由。

チームのキャプテンは、キャプテンであることを明確に表示するアームバンドを着用することができる。

以上